小・中学生も
対象となりました

子ども医療費給付制度の対象を拡充しました

子ども医療費給付制度（通院分）の対象が、平成29年10月診療分より、小学校就学から中学校卒業を迎える年度までの児童・生徒まで拡充しました（所得制限あり）。手続きがまだの人は早めの申請を。

▽**申請期限**　8月31日（必着）

※9月以降も申請を受け付けますが、10月以降に申請した人は、申請日以降の医療費のみ給付対象となりますのでご注意ください。詳しくは問い合わせを。

▽**申請に必要なもの**　受給資格認定申請書／子の保険証／印鑑（シャチハタ不可）／申請者名義の口座（通帳、キャッシュカード等）／マイナンバー（通知カードなど〈児童生徒と保護者両方〉）

※その他、所得課税証明書が必要な場合もあります。

■問い合わせ・申請先　子育て支援課（市役所新館3階、☎40・7039）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111）

市民の皆さんから
募集します

弘前市上下水道事業モニター募集

上下水道事業の取り組みや施策等について、市民の皆さんからの意見や要望を事業運営やサービスに反映させるため、上下水道事業のモニターを募集します。

▽**応募資格**　市内に居住する満18歳以上の人（国および地方公共団体の職員を除く）

※平日の施設見学に参加できる人を優先しますが、モニターアンケートの提出のみでも応募可。

▽**募集人員**　10人程度

▽**募集期限**　8月31日（木）

▽**モニター内容**　モニターアンケートの提出（Eメールでの提出も可）、上下水道施設見学（2回実施予定）

▽**モニター期間**　平成30年3月まで

▽**特典**　ペットボトル水1箱（500ml×24本）、オリジナルエコトートバッグ、フェースタオルなど

※特典のペットボトル水の感想をモニターアンケートに記入してもらいます。

▽**応募方法**　所定の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクスまたはEメールで応募してください。

※応募用紙は、市ホームページに掲載しているほか、上下水道部総務課お客さまセンター（市役所1階、岩木庁舎1階）で配布しています。

▽**選考方法**　年齢・性別・地域などを考慮の上選考し、結果は応募者全員に通知します。

■問い合わせ・応募先　上下水道部総務課総務契約係（〒036・1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎2階、☎55・9660、ファクス55・9680、Eメールsuisoumu@city.hirosaki.lg.jp）

対象世帯の人は
申請を

ねたきり高齢者等への紙おむつ支給事業

ねたきりの高齢者や障がい者を自宅で介護している世帯に、紙おむつを支給します。

▽**対象世帯**　自宅で①～③のいずれかに該当するねたきりの人を介護している、市民税非課税の世帯（生活保護世帯は除く）

①満65歳以上で要介護度4・5相当のねたきりの人

②身体障害者手帳1級・2級の交付を受けているねたきりの人

③療育（愛護）手帳Aの交付を受けているねたきりの人

▽**支給内容**　フラットタイプ（200枚）、テープタイプ（100枚）、尿とりパッド（240枚）から1種類を選択してもらい、4月・7月・10月・1月の3カ月おきに自宅へ配達します。

▽**申請方法**　申請者（家族）の印鑑を持参し、介護福祉課（市役所新館3階）で手続きを。

■問い合わせ先　介護福祉課高齢福祉係（☎40・7114）

屋外広告物の設置
や管理は適正に

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

国では、屋外広告物の適正化を一層推進するため、平成22年度より9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示または掲出されるもの」で、内容が営利目的の広告物とは限りません。ポールサイン、建物の壁面や屋上に表示する広告物、そで看板、アドバルーンや貼り紙、のぼり旗などさまざまな種類があります。

【屋外広告物のルール】

屋外広告物は生活において必要な情報源であり、地域を活気づけるものですが、無秩序な掲出や刺激的な色使いは風致や景観を損なう恐れがあります。また、屋外広告物の設置や管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

市では、「弘前市屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物を表示できる場所や大きさなどを定めており、屋外広告物の多くは掲出するための許可が必要です。

詳しくは、市ホームページ内「弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請」のページをご覧ください。

■問い合わせ先　都市政策課（☎35・1134）

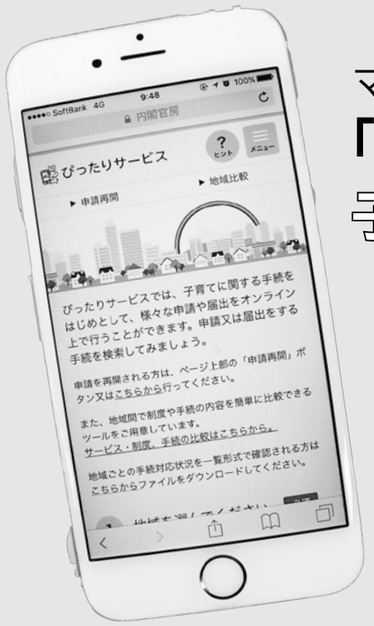

マイナポータルの

「子育てワンストップサービス」で子育ての手続きをもっと手軽に

「子育てワンストップサービス」は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の中で、自分に合った子育てに関するサービス検索や、オンライン上で申請書を作成して印刷したり、マイナンバーカードを使ってオンライン申請ができるサービスです。児童手当などの手続きがその対象となります。手続きは、マイナポータルの「ぴったりサービス」機能で検索することができます。

本格運用が始まる秋ごろまでは試行期間となり、現在一部のサービス運用が始まっています。

サービス利用にあたっては、マイナンバーカード、ICカードリーダライタ、マイナンバーカード対応のスマートフォンが必要になる場合があります。また、マイナンバーカードは申請からおおむね1カ月程度で発行されます。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

マイナンバーカード発行に関すること…市民課住民記録係（☎40・7020）

子育てワンストップサービスに関すること…子育て支援課（☎40・7039）

8月21日から開始します

マイナンバーカードの申請手続きをお手伝いします！

マイナンバーカード普及促進キャンペーンの一環として、市民課窓口に用意したタブレット端末を利用して、職員が顔写真の撮影と申請手続きをお手伝いしますので、顔写真の準備は不要です。初回の申請は無料となりますので、従来より簡単にマイナンバーカードの申請ができます。申請を希望する人や手続き方法が分からない人は、気軽にお越しください。

▽**申請時に必要なもの**　運転免許証、保険証などの本人確認が出来るもの

■問い合わせ先　市民課住民記録係（☎40・7020）